

午前十時開議

○加藤たいき委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○加藤たいき委員長 本日はブラックラムズデーということで、私も神尾委員に借りて、また、理事者の方々も着てますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、議案審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

まず、議案第百五十四号「令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○山下財政課長 それでは、議案第百五十四号「令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）」につきまして説明いたします。

補正予算書の右上のページ番号で九ページを御覧ください。まず、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五億一千九百九十五万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ四千六十三億三千三百八十六万七千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の一〇ページから一一ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第二条の繰越明許費につきましては、一二ページに記載の「第二表繰越明許費補正」のとおりでございます。

第三条の債務負担行為につきましては、一三ページに記載の「第三表債務負担行為補正」のとおりとなってございます。

個別の事業の補正内容につきましては、前回の委員会で説明したとおりでございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

私からは以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○くろだあいこ委員 前回の説明のときにもちょっと伺ったんですけども、空襲被害等見舞金の繰越明許費について伺いたいと思います。民間空襲等被害者への見舞金の支給が年度内に終了しないためと、繰越明許費のところには書いてあるんですけども、そもそも

もよく伺うと、本年度中に見舞金の支給は開始しなくて、二百九十二万八千円の補正予算のうちの二百七十万円、九割以上が来年度使う予算ということで、これが組まれていると思います。

二十二万八千円については既存予算などで対応して、見舞金支給については来年度予算の中で審議するべきではないのかなと思ったんですけれども、それはどういった形でなっているんでしょうか。

○山下財政課長 お尋ねの件でございますけれども、見舞金の申請につきましては来年一月十五日から受け付ける予定となってございます。まず、その予算の裏づけとして、今回補正予算で計上することが適切であろうと判断したのが一つでございます。

また、見舞金につきましては、この事業のほぼ本体に当たるようなところにありますので、あらかじめ事業規模をお示しした上で御判断いただく必要があるだろうと考えて今回の補正予算に計上しているものでございます。

○くろだあいこ委員 今の御説明は理解はしたんですけども、この議案の説明が行われていた当委員会と同時に文教常任委員会が開かれていたと思います。そこで報告のあった学校徴収金事務の負担軽減に向けた新たな集金サービスについては来年度四月の運用開始ということで、学校モールにかかる費用などが議決前だけれども、本年度から保護者や事業者が口座登録をする必要があるということで説明があったようでございます。

この見舞金のほうは一月十五日から申請を受け付ける、事業本体が見舞金になるから事業規模を示した上でということで今回の補正に入っているんですけども、その理屈であれば、本当はこの文教常任委員会のほうで報告のあった学校徴収金事務の負担軽減に向けた新たな集金サービス、これも事業規模を示して補正予算に組み込んで、もう十二月からこの口座登録を始めますみたいな報告だったようなんですねけれども、もうその事業自体が進んでいくのに全体像も示されていなくて、そっちは議決が後になりますという対応のようだったんです。そこの整合性というか、そのあたりはどうお考えなんでしょうか。

○中村副区長 この間、議会でも予算議決前の区民周知の在り方が問われました。今、委員がおっしゃった学校徴収金事務の委託の拡大とか、あとマンション防災の延長などです。さきの議会で他会派の代表質問に対して御答弁しましたけれども、区の事業は予算議決を停止条件とした契約などを除いて、議会の予算議決後に区民周知を行うということが基本であるということを庁内でも確認していきたいと思います。

一方で、様々な理由で議決前に区民周知を行う必要があるものもあると思いますが、そ

の際は慎重に判断すること、それと、常任委員会報告ですか、定例会の議論を通じてしっかりと区民周知をあらかじめする必要があるということを議会に説明すること、これを前提にやらせていただきたいということで御答弁したところです。

これを原則としまして、その上で空襲被害の本件については、二定、三定、御議論いただく中で各会派からも賛否を含めて様々御議論いただきました。このことを踏まえて慎重に判断し、基本どおり予算の議決と、審査会条例のほうもありますが、これを御提案して、議決をいただいた上で区民周知と受付とを行うことが基本として必要だろうという考え方で、このたびに至ったものです。

○くろだいこ委員 今のお話も理解はするところなんですけれども、今、副区長がお話したとおり、賛否含めてかなりこれまで議論があったところだと思います。周知の開始時期であったり、申請の開始時期をもう一月というふうに決め打ちにして、そこで行うから、この見舞金の支給の本体は来年度からの支給なんだけれども、補正予算に組み入れて、九割繰越明許費でやるという形になっていると思っていまして、この形が、そもそも、じゃ、見舞金の支給が来年度になるんだったら申請も来年度にして、来年度の予算として予算委員会でじっくり審議をするとか、そういうことも考えられたかと思うんですけれども、一月開始ということにこだわったために、ちょっと拙速なのではないかとか、議決と周知の関係が、丁寧にやろうということでなっていると思うんですけれども、ちょっと違和感があるように私は感じておりますし、そこはどういう考え方でこの一月の周知にこだわって、繰越明許九割、来年度の予算ではないという形にしたのかということをお伺いしたいです。

○中村副区長 本件は、もともと本年三月の予算議会での質疑から始まって、二定、また三定と御議論いただいて、検討状況を報告して、四定と御議論いただいたところです。そもそも今年が戦後八十年の節目であるということもあり、今年に一つの御判断をいたていきたいということもありました。ということで、今回の御提案に至ったという運びで認識しています。

○くろだいこ委員 戦後八十年の節目に判断をするというところもあるかとは思うんですけども、例えば、今回、一月から申請を開始したところでも、戦後八十年の二〇二五年ではないというところもありますし、戦後八十年ということにこだわるあまりに、ちょっと議論がなおざりになっているような感じがしまして、やはりまだ対象者とか、事業の細かい部分でも、この補正予算に入ってきて、福祉保健のほうで細かい事業の内容が

示されていた。その中でも、これってこういうことだったんだっけという議論が多分あつたと思うんですけども、この八十年にこだわるあまりに今年というところに終始していて、今でも意見が上がり続けているのに、この補正で審議をしなければいけないというところがあります。

議決前の事業を区民周知することで議会軽視って区が言われてきているから、今回、議決してもらおうという形で早く進めているというのは分かるんですけども、周知ありきで十分な議論とか審議ができないままに議決を求められることも議会の軽視なんじゃないかという考えが私にはあります。この点は、やっぱり本当は予算委員会でもっと丁寧にやるべきだったとか、いろいろあると思うので、ちょっと考えてほしいなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○中村副区長 区としては、二定、三定、四定と御議論いただいたという認識もありますが、区民周知の在り方等を含めて、議会での御議論のありようというのは、今の御指摘は受け止めさせていただきたいと思います。

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○真鍋よしゆき委員 今回のこの補正予算について、今、質疑もありましたけれども、空襲被害者の方々への見舞金という、二百九十数万円ということですけれども、これはもう本当に被害者受忍論、それで、その方々は本当に大変な思いをされている、これはそういう思いを持っています。

しかし、これを解決するというか、担うのは国だというのが私たちは一番思っていることでありまして、区の理屈からいくと、国がなかなか進まないから国を後押しするために世田谷区がその先鞭をつけるというような言われ方、理由もされていたんですけども、果たしてそうなのだろうかという疑問を持っています。

それは、世田谷区という結構大きな規模の財源もある自治体、しかし一方、いわゆる世田谷大空襲みたいなものには見舞われていないところ、対象者もそんなに多くない。だからこそ、予算規模も少ない。だけれども、首都圏で先駆けてやるんだと。何か聞こえはいいようすけれども、果たしてこれが後押しになるのかという疑問を持ちます。

同じ二十三区の中でも、大変な被害を受けられて、対象者も大変多いところ、しかし、世田谷区より財政力が少ない、小さいところもあります。そういうところは一体、世田谷区がこうすることによって後押しになっているんだろうか、そうだそうだと言ってくれる

んでしょうかね。何か、ある意味、世田谷区はパフォーマンスに走っているんじゃないかと思われるような懸念もあります。

ですから、もっとこのことについては区長が先頭に立って、二十三区一体となって国に要望するとか、東京都も一体になって国に要望するとか、まだまだいっぱい手があるだろう。なぜこの一地方自治体である世田谷区が自分たちの区民の税金を使って、このような形で打ち出してくるのか。やはり今もって疑問を持っています。

しかしながら、この予算全体が五億円を超える、しかも物価対策等々で、本当にせたがや P a y のこと、それから、子育て施設、高齢者施設、障害者施設、こういう施設に対しての支援、これは本当に喫緊の課題だと思います。この予算がほぼ大半を占めているということで、先ほど申しましたとおり、この一部空襲被害者の方への見舞金については今もって疑義がありますけれども、その点から見て、これは賛成するという結論に至りました。

○羽田圭二委員 物価高騰対策を柱にした補正予算であり、せたがや P a y によるポイント還元、子ども・子育て関連施設への対策などを盛り込んだもので速やかに実施をすることが必要と考えております。

また、民間空襲等被害者への見舞金支給では、一過性のものとしてではなく、平和を希求する平和事業の推進につなげる必要があると考えております。その意味で、改めて世田谷区内の空襲被害の状況を再認識し、その実相を次世代に語り継ぐことも必要と考えております。世田谷区立図書館資料によりますと、区内の空襲被害は、被災者四万六千二百三十五人、損壊家屋一万一千六百八十戸、建物疎開は含んでおりません。死者、行方不明百十三人、負傷者七百六人の記録があります。こうした事実を次世代に語り継ぐことも必要だと考えております。

これまで取り残されてきました現状を踏まえ、区が先駆けて実施するとともに、国、そして二十三区特別区等に改めて働きかける、その要請を区はしっかりと行っていくべきであるという意見を添えて、賛成といたします。

○大庭正明委員 今回の補正予算には、区民生活を下支えする物価高騰対策など重要な事業が含まれており、その必要性は理解しています。しかし、これらとは全く性質の異なる空襲等被害者見舞金事業が不可分な形で抱き合わせて提案されています。この事業については、これまで区民からの要望や陳情もなく、政策的必要性も区民合意形成のプロセスも確認できません。

さらには、国会での法案成立を後押しすると説明していますが、地方自治体は国の下請ではなく、区税をそうした目的に使うことには大きな疑義があります。本来なら事業を切り離し、個別に議論すべきであり、この抱き合せ方式は議会の審議権を実質的に制限するものであります。

物価対策に反対するものではありませんが、区政の健全性を守るため、補正予算全体に反対せざるを得ません。反対です。

○坂本みえこ委員 物価高騰対策としての子ども・子育て関連施設に対する支援の継続、東京都の補助対象外の高齢者・障害者施設への対策について効果のあるものと考え、評価します。また、せたがやPayを活用した物価高騰対策については、一定の効果は認めるものの、激安スーパーなどディスカウントショップを利用する、あるいはスーパーで夕方過ぎに値引きのシールが貼られているのを待つて消費期限のある食品を買うような真に対策が必要な層には届きにくい。さらなる工夫で効果の高い対策を求めます。

民間空襲被害者への見舞金支給については、戦後八十年となり、被害者も高齢となる中で、時期を逸することなく実施されることが必要です。趣旨にも賛同いたします。

以上意見を述べた上で、日本共産党世田谷区議団は、第四次補正予算案に賛成いたします。

○そのべせいや委員 今回の補正予算は、せたがやPayを活用した物価高騰対策の予算が約五〇%ですが、十一月から高齢者に向けてスマートフォン購入費用助成事業を実施していることからも、今後もデジタルでの物価高騰対策を大原則にしていただきたいこと、また、デジタルであるからこそ、子乗せ自転車、チャイルドシートつき自転車のような子ども・子育て向けの物品購入や、せたがや子育て利用券といった子育て世帯、現役世代に重点を置いた傾斜配分の実施が容易に実現可能であり、今後の実施にはこの点も御検討いただきたいことを要望して、国民民主党・都民ファーストの会は賛成をいたします。

○津上仁志委員 公明党も本補正予算案には賛成をいたします。

代表質問でも申し上げましたけれども、これまで求めてきましたせたがやPayのポイント還元のキャンペーンの拡充や、また、子ども・子育て施設、高齢者施設、障害者施設、こういった事業者への補助が盛り込まれており、この点は評価をしております。

代表質問でも申し上げたんですけれども、重点支援地方交付金を活用して、さらにせたがやPayのポイント還元率の上乗せや、行政サービスを担っている事業者さん、例えば清掃・リサイクル事業者さんなんか、エッセンシャルワーカーと言われる方々への支援、

こういったものにもしっかりと活用していただきたいというふうに思います。

さらに、東京都の六十五歳以上の方へのスマートフォンの購入助成、これも始まっておりますので、せっかくせたがやPayのポイント還元をやっても恩恵を受けられない高齢者の方もたくさんまだ残っていらっしゃいますので、デジタルデバイド対策、これもしっかりと強化をしてやっていただきたいということを要望しまして、賛成といたします。

○加藤たいき委員長 では、分かれましたので、採決に入りますが、挙手によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○加藤たいき委員長 挙手多数と認めます。よって議案第百五十四号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百五十五号「世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○山下財政課長 議案第百五十五号「世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

本件は、財政状況の公表に係る告示の公示について、区のホームページに掲載する方法を可能にする必要があるため御提案した次第でございます。

内容につきましては、前回の本委員会で御説明したとおりでございます。

また、施行日につきましては、令和八年一月五日を予定してございます。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

私からは以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百五十五号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百五十六号「世田谷区公告式条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○田中区政情報課長 議案第百五十六号「世田谷区公告式条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、条例及び規則の公布に伴う区長の署名に代わる措置に係る規定を追加するとともに、条例及び規則の公布並びに区長その他の区の機関の定める規程の公表について、区のホームページに掲載する方法を可能とし、併せて規定の整備を図る必要が生じたため、御提案するものでございます。

改正内容につきましては、十一月十日開催の当委員会において御説明したとおりでございます。

施行期日は、令和八年一月五日を予定しています。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百五十六号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百五十七号「世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○田中区政情報課長 議案第百五十七号「世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、行政手続法の改正に伴い、聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知の方式を変更するとともに、規定の整備を図る必要が生じたため、御提案するものでございます。

改正内容につきましては、十一月十日開催の当委員会において御説明したとおりでございます。

施行期日は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 では、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百五十七号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百五十九号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第百六十号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の二件を一括して議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、議案第百五十九号及び議案第百六十号の二件につきましては、一括して議題といたします。

本二件について、理事者の説明を求めます。

○木田職員厚生課長 では、議案第百五十九号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第百六十号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、一括して御説明させていただきます。

この二つの条例につきましては、仕事と育児の両立支援のさらなる推進及び妊娠中の職員の健康面に対する支援の充実を図るため、妊娠等の申出をした職員に対する意向確認等に係る措置及び妊娠初期休暇の規定の整備を図る必要があるので、提案させていただくものでございます。

改正の内容につきましては、十一月十日の本常任委員会で御説明したとおりでございます。

なお、施行日につきましては、令和八年一月一日となります。

私からの説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本二件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本二件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百五十九号及び議案第百六十号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百六十一号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○山本課税課長 それでは、議案第百六十一号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴い、公示送達の方法を変更する必要があるため御提案申し上げた次第でございます。

改正の内容につきましては、十一月十日の本委員会で御説明したとおりでございます。

施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日となります。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百六十一号は原案どおり可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百六十二号「世田谷区立弦巻中学校改築等機械設備工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第百六十二号「世田谷区立弦巻中学校改築等機械設備工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、十一月十日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。契約の目的は、記載のとおりでございます。契約の方法は、一般競争入札の総合評価方式により行いました。契約金額は六億四千七百九十万円でございます。契約の相手方は、温調・大曾根建設共同企業体でございます。工期は、令和十一年二月二十八日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百六十二号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百六十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センター改修機械設備工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第百六十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センター改修機械設備工事請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、十一月十日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。契約の目的は、記載のとおりでございます。契約の方法は、随意契約でございます。契約金額は八億四千九百二十万円でございます。契約の相手方は、高砂熱学工業株式会社東京本店でございます。工期は、令和九年三月十七日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百六十三号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百六十四号「旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第百六十四号「旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約の変更であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、十一月十日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。変更内容と理由でございます。工事着手後、改めて現場調査を行ったところ、地中障害物が発見され、それに伴いまして当該障害物を撤去する必要が生じたため、また、令和七年三月から適用する公共工事設計労務単価に係る特例措置を適用させるため、契約金額を十三億五千六百七十一万八千円に、工期を令和十年三月三十一日に変更するものでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○津上仁志委員 すみません、一点だけ。工期が約八か月延びるということなんですか

ども、解体した後に警視庁への貸出しが予定されていますけれども、その契約の期間には影響ないということでよろしいですか。

○谷澤経理課長 現時点では、貸付期間に影響はございません。

○加藤たいき委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○津上仁志委員 賛成の立場ですけれども、近隣住民は、今、解体で粉じんとか騒音とか、非常に理解して協力もしてくださっています。当然なんですけれども、工期が延びることについてもしっかり説明していただくということと、あと警視庁の仮設庁舎も結局工期が延びると連続して工事が、一定期間、空いていたんですけども、それが非常に縮まって連続して音の出る工事が長年続くということにもなりますので、御存じない住民の方も中にいらっしゃいますので、ぜひ区のほうは丁寧に住民説明等を行っていただきたいということを要望しておきます。

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百六十四号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百六十五号「世田谷区立玉川野毛町公園第二期拡張工事請負契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第百六十五号「世田谷区立玉川野毛町公園第二期拡張工事請負契約変更」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約の変更であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、十一月十日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。変更内容と理由でございます。同敷地内の拠点施設他新築工事が入札不調により工期が約三か月後ろ倒しになったことに伴い、当該新築工事竣工

後に予定していた外構工事も延伸する必要が生じたため、工期を令和八年七月一日に変更するものでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

本件について意見がありましたら、お願ひします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百六十五号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、議案第百六十六号「財産（電動式移動棚）の取得」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長 議案第百六十六号「財産（電動式移動棚）の取得」について御説明いたします。

本件は、予定価格が六千万円以上の財産の取得であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条に基づき、御提案するものでございます。

詳細は、十一月十日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みいただきまして、取得物及び契約の方法は記載のとおりでございます。

契約金額は、二億一千百二十万円でございます。契約の相手方は、株式会社ヤナギでございます。納期は、令和八年十一月三十日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 では、意見に入ります。

本件について意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって議案第百六十六号は可決と決定いたしました。

○加藤たいき委員長 次に、諮問第三号「督促処分に係る審査請求に関する諮問」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○田中区政情報課長 諮問第三号「督促処分に係る審査請求に関する諮問」につきまして御説明いたします。

本件は、生活保護費返還の督促処分に係る審査請求があったため、当該請求を棄却する裁決をすることについて諮問するものでございます。

諮問の内容は、十一月十日開催の本委員会において御説明しましたとおりですが、審査庁の見解は、審理員の意見のとおり、棄却されるべきでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を諮問どおり答申することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認めます。よって諮問第三号は諮問どおり答申することに決定いたしました。

以上で1議案審査を終わります。

○加藤たいき委員長 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず、③ラグビーチーム「リコープラックラムズ東京」との連携取組みについて、理事者の説明を願います。

○斎藤官民連携・行政手法改革担当課長 それでは、ラグビーチーム「リコープラックラムズ東京」との連携取組みについて御説明いたします。

本件は、本日開催の区民生活常任委員会との併せ報告になります。

1の主旨でございます。今年度、スポーツを通じた地域活性化や区の魅力発信等を行うため、世田谷区をホームタウン（ホストエリア）とするラグビーチーム、リコープラックラムズ東京とのさらなる連携の推進を目的に、庁内から職員を募集し、一定期間活動を行う提案型プロジェクトチーム制度において、ブラックラムズP.Tを設置し、活動を行っております。

世田谷区とチーム保有企業である株式会社リコーは、地域の活性化を図ることを目的として相互連携・支援協力に関する協定書を令和二年に締結しております。ブラックラムズは、朝の通勤・通学見守り隊や小中学校ゲストティーチャー、いきいき講座・健康講座等、年間二百を超える地域貢献活動を実施するとともに、本年九月には区との間で災害対策における協力体制に関する協定書を締結するなど、様々な区施策に御協力をいただいているところです。

今般、チームが所属するジャパンラグビーリーグワン二〇二五一二六シーズンに合わせて、ブラックラムズと連携した取組を実施することについて御報告するものです。

2のブラックラムズとの連携取組みとして、三点御説明いたします。

まず、③区役所ブラックラムズデーです。①記載の本日から今月十二日金曜日の期間において、②実施場所はお示ししている本庁舎、総合支所、まちづくりセンター、図書館、児童館などとなります。③実施内容としましては、シーズン開幕に向けて、これは明日からになるんですけども、本庁舎東棟展示スペース、こちらは名誉区民の掲額前のスペースでございますけども、そちらでの展示を行うほか、本日からは窓口等でのポスター掲示、グッズの設置を行います。

二ページにお進みください。写真で、ポスターと窓口設置のグッズをお示ししております。

続いて、㊂中央図書館展示コーナーにおける展示です。①実施日は、年明け一月三十日から二月二十六日の期間、②実施場所は、中央図書館の一階展示コーナーで、③実施内容としましては、チームの紹介や地域貢献活動の様子の紹介、「みる」スポーツへの関心促進として、スポーツ観戦やラグビーに関する本の展示を行います。

続いて、㊃「ラグビーフェスティバル～世田谷区ブラックラムズデー～」の実施です。①実施日時は、年明け二月七日土曜日十時から十六時の予定で、②会場が駒沢オリンピック公園総合運動場中央広場において、③実施内容としましては、陸上競技場で開催されるラムズのホストゲームに合わせて、隣接する中央広場でイベントを開催するというものでございます。リーグワンの本格的な試合を「みる」機会の創出と、区内外からの来場者が世田谷区を「知る」機会として、ラグビ一体験コーナー、ステージイベント、行政PRコーナー、世田谷みやげの出店などを行います。

3 今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなります。

三ページにお進みください。参考としまして、リコーブラックラムズ東京がどのようなチームであるか御紹介するとともに、主な地域貢献活動の様子も掲載しております。

一つ目の朝の通勤・通学見守り隊は、月二回、火曜日に実施されています。二つ目の区立小中学校ゲストティーチャーについては、二〇一六年、平成二十八年から取り組まれており、今年一月時点で受講した児童生徒数が累計で二万人に達しております。三つ目のいきいき講座・健康講座では、ラグビーボールを使って高齢者が無理なく体を動かすことができる軽体操の講座などを実施しております。

報告は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○くろだあいこ委員 三ページの参考にある地域貢献活動に関してですが、朝の通勤・通学見守り隊、この写真は喜多見小の前で撮ってくださっていて、喜多見中部町会の町会長であったりとか、小学校の校長先生、また、警察とか大学とかと協力しているということで書いているんですけども、町会長から、これを始めるまでに、ブラックラムズさんや、警察であったりとか、駒大の運動部さんと連携を取るまでに半年ほどかかったという話を聞いております。その調整がすごく大変だったというのは聞いていたんですけども、こういったブラックラムズさんが行うような地域貢献活動に対して、区のほうも何か

後押しをするために調整のお手伝いをするとか、そういった橋渡し的なところはやっていくことができたりするのか、伺いたいです。

○齊藤官民連携・行政手法改革担当課長 今の御質問ですけれども、株式会社リコーと相互連携・支援協力に関する協定書を結んでいるわけですけれども、その中で区として行うことについて、地域貢献活動機会の提供であるとか、区民との交流などの機会の提供ということも盛り込んでおります。当然、こういった地域貢献活動を自ら申し出ていただけるまたとない機会ですので、こういった調整事項が生じることが今後あれば、区のほうで御協力していきたいと思います。

○くろだあいこ委員 ありがとうございます。区が調整に入ってくれるとか、そういったことを、ブラックラムズさんは御存じなのかもしれないですけれども、例えば、一緒に連携をする地域の方は知らなかつたりとかということもあると思うので、区がバックアップができるんだよということとかを周りの地域の方にもぜひ繰り返し周知をいただいたら、まちセンの方なのか、どういう方なのか分からんのですけれども、その方がしっかりと一緒に入れるんだよということを伝えていってほしいなと思います。要望です。

○坂本みえこ委員 ブラックラムズが手話を広げる活動もしておられると思うんですけれども、その辺のところは、今回のこの取組の中には盛り込まれているんでしょうか。

○齊藤官民連携・行政手法改革担当課長 まさに坂本委員御紹介いただきましたとおり、手話言語条例をPRする動画を、二名の選手の方が御協力いただいてつくっておりまます。ホストゲームのときに試合会場の大きなビジョンでその動画を流してくださったりとか、ふだんからゲストティーチャーで区立小中学校を訪問する際にはブラックラムズ東京という手話を子どもたちと一緒にやって、手話も一緒に広めてくださっています。

今回は主な取組として回数が多いものなどを取り上げさせていただきましたけれども、おっしゃるとおり、手話を含めまして、ほかにも様々な地域貢献活動をされているところでございます。

○そのべせいや委員 全国と比較すると、このラグビーのリーグワンのチームが十チーム強、今存在をするとということで、世田谷区の特色の一つが、このラグビーのチームがあるということだとすると、小中学校のゲストティーチャーで累計二万人を突破しているということですけれども、中学校の部活ですとか、あるいは総合型地域スポーツ・文化クラブ等で本格的にラグビーに取り組もうと思ったときに、どの程度、環境が用意されているのかというのを把握されていますでしょうか。

○齊藤官民連携・行政手法改革担当課長 すみません、中学校での部活動であるとか、地域総合型スポーツクラブであるとかの取組について、具体的な内容は、現在ちょっと持ち合わせておりません。区内で、中学生でラグビーに取り組んでいる子もいるというふうに認識しておりますので、スポーツ施策の中で取組があるものと思いますけれども、後ほど確認して情報提供させていただきます。

○そのべせいや委員 区立だと千歳中が非常に強いということは有名なのかなと考えておりますけれども、東京でラグビーを学生時代にやろうと思うと、どちらかというと、やっぱり私立のほうが環境が整っていて、私の時代なんかに遡ってしまうと、ラグビーをやりたいから中学受験せざるを得ないというような思い出もあります。という中で、せっかく世田谷区にチームを有していただいて提携も結んでいただいて、こうして普及活動をやっていこうということであれば、小さい頃から親しめるだけではなく、きちんと活動ができるような状況をぜひ整えるということも一つの区の政策であるのではないかということをお伝えして、ぜひ環境を整えていただきたいと要望します。

○加藤たいき委員長 次に、その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

○加藤たいき委員長 次に、3請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・三号「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」外六件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○加藤たいき委員長 次に、4閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1: 区政の総合的企画及び調整について
2: 行財政運営について
とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○加藤たいき委員長 次に、5協議事項に入ります。

○次回委員会の開催についてですが、年間予定である十二月十八日木曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 それでは、次回委員会は十二月十八日木曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○加藤たいき委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十時四十七分散会
